

イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について (一)

——二〇〇二年犯罪収益法制定以後の動向を中心として——

澁谷 洋平

一 序

- (一) マネー・ローンダリングをめぐる国際的動向
 - (二) 日本の状況
 - (三) 本稿の視点と問題意識
- 二 イギリスにおけるマネー・ローンダリング規制制度
- (一) 伝統的な制度
 - (二) 二〇〇二年犯罪収益法の制定
 - (三) マネー・ローンダリング規制制度の概要(以上本号)

三 イギリスにおけるマネー・ロンダリング罪

四 結語

一 序

(一) マネー・ロンダリングをめぐる国際的動向

「マネー・ロンダリング (money laundering (以下、「ML」と略称する))」とは、「犯罪により不正に獲得した資金につき、その同一性、発生源、行方を隠蔽するために、金融システム等を利用して、資金の形態・所有者名義等を変更して、犯罪の痕跡を浄化し、合法的な資金として表に出すプロセス」^①をいい、①犯罪収益を資金化し(蔵置 (placement))、②送金・換金等によって当該資金の出所を攪乱し(階層化 (layering))、③合法的な資金として社会に流入させる(統合 (integration))とどう三つの段階から構成される^②。

MLに対する法規制は、周知のように、そもそも米国において、薬物犯罪による莫大な収益を背景に成長した犯罪組織との闘いの中で生成・発展してきた^③。そして、一九八〇年代には、薬物犯罪が国際的な問題となり、これを効果的に禁圧するため、薬物の流通過程を統制するとともに、その資金源を断ち、薬物犯罪の収益が新たな薬物犯罪に再投資されることを阻止することが必要であるとの認識が次第に共有され、一九八八年に、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約^④が採択された。本条約は、薬物犯罪収益のMLの犯罪化や、薬物犯罪収益の没収などを締約国に義務づける内容であった^⑤。

その後、一九八九年に、ML対策に関する国際協力を推進するための政府間会合として、「金融活動作業部会 (Financial Action Task Force : FATF)」が設置された⁽⁷⁾。FATFは、一九九〇年に、ML対策の重要な国際的指針となる「四〇の勧告」を公表し、麻薬新条約の早期批准、ML規制に係る法整備を求め、一九九六年にはこれを改訂し、MLの前提犯罪の拡大、没収制度の整備などを勧告した。また、FATFは、一九九九年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際連合条約⁽⁸⁾や、二〇〇〇年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の採択等を契機として、二〇〇一年に「テロ資金供与に関する八の特別勧告」を公表し、テロ活動に向けた資金収集・供給の犯罪化などを勧告した。

その後、FATFは、二〇〇三年に「四〇の勧告」を再改訂して非金融業者への適用拡大を勧告し、二〇〇四年に現金密輸に関する勧告を追加した「九の特別勧告」を公表した後、二〇一二年に「四〇の勧告」(再改訂版)と「九の特別勧告」を統合した新「四〇の勧告」を公表している⁽⁹⁾。

こうして、現在、FATFは、①ML及びテロ資金対策 (anti-money laundering and counter terrorist financing : AML/CTF) に関する国際基準の策定・見直し、②FATF参加国・地域における勧告遵守状況の監視・審査、③FATF非参加国・地域における勧告遵守の推奨、及び④AML/CTFに向けた研究などを行っている⁽¹⁰⁾。

(二) 日本の状況

かかる国際的動向を受けて、日本においても、一九九一年に、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律⁽¹¹⁾が制定され、薬物犯罪収益に関するMLの犯罪化、収益の没収、疑わしい取引の届出制度などが創設された。また、二〇〇〇年に、組織的な犯罪

の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律¹³⁾の制定により、MLの前提犯罪が薬物犯罪から重大犯罪へと拡大され、二〇〇二年には、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律¹⁴⁾の制定により、テロ資金提供及び収集行為が犯罪化され、これらもMLの前提犯罪に含まれることになった。同時に、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律¹⁵⁾の制定及び二〇〇四年の同法一部改正¹⁶⁾により、金融機関に本人確認や取引記録の保存義務が課されたほか、預貯金通帳等の譲受・譲渡等が犯罪化された。さらに、FATFにより再改訂された「四〇の勧告」の完全な実施に向けて、二〇〇七年に、犯罪による収益の移転防止に関する法律¹⁷⁾が制定され、一定の事業者による顧客等の取引時確認、取引記録等の作成保存、疑わしい取引の届出などが定められた。

その中で、FATFの「四〇の勧告」により参加国に設置が義務づけられた「金融情報機関 (Financial Intelligence Unit : FIU)」として、二〇〇〇年に、金融監督庁 (当時) に「特定金融情報室」が設置された。その後、ML規制の対象や事業者が大きく拡大されたことから、同室の機能は、警察庁刑事局組織犯罪対策企画課内の「犯罪収益移転防止対策室 (Japan Financial Intelligence Center : JAFIC)」に移転され、MLや疑わしい取引に関する情報収集・分析、国内の捜査機関や諸外国のFIUへの情報提供、ML対策の調査・立案、国際的規範の策定などを行っている¹⁸⁾。こうして、日本におけるML規制も、他国と同様、国際的動向に沿いながら、①特定事業者に対する顧客管理等のML防止措置の義務づけ、②MLの犯罪化、並びに③犯罪収益の適正な剥奪という三点を基本的な柱として段階的に制度化され、FATF勧告の完全な遵守を目指しながら、漸次、改正が加えられている¹⁹⁾。

(三) 本稿の視点と問題意識

MLの効果的な防止にとって国際的協調は不可欠であるから、相互審査の結果を十分踏まえた上で、FATFの勧

告遵守に向けた法整備を進めていくことは、確かに必要である⁽²⁰⁾。しかし、それと同時に、MLに関する立法、法解釈・適用、並びに制度運用と、刑事法上の様々な基本原理との整合性につき、慎重な検討を加えることが重要であることも、論を俟たないであろう⁽²¹⁾。

また、MLの国際的性質に鑑みると、比較法的研究の重要性も明らかであるところ、従来の研究はアメリカ法に關するものが多数を占めてきた。MLの起源を想起すれば、こうした状況は当然ともいえるが、アメリカと同じ英米法系に属するイギリス(イングランド及びウェールズ)に目を向けてみると、同国は、麻薬新条約の締結に先立ち、一九八六年薬物取引犯罪法(Drug Trafficking Offences Act 1986)において、薬物犯罪収益保持の援助というML罪をいち早く規定した国であるとともに、いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採用し、最先端のML規制制度を擁する国の一つと位置づけられている⁽²²⁾。さらに、現在のML規制制度の基礎法である二〇〇二年犯罪収益法(Proceeds of Crime Act 2002)の制定から一五年余りが経過する中で、同法の解釈・運用上の諸問題が顕在化し、多数の裁判例や議論の蓄積が認められる。こうした状況にありながら、アメリカ法と比較すると、イギリス法の研究は、近年やや停滞傾向にあると思われる⁽²⁴⁾。

そこで、本稿では、イギリスにおけるML規制制度の全体像を概観した上で、犯罪収益移転処罰制度の根幹をなすML罪に主な焦点を当て、これを検討することを通じて、日本法に対する一定の示唆を探究することにした⁽²⁵⁾。

二 イギリスにおけるマネー・ローンダリング規制制度

(一) 伝統的な制度

イギリスでは、一九五〇年代以降、個別の制定法の中で、非合法物品に対する「没収 (forfeiture)」が制度化されてきた⁽²⁶⁾。薬物犯罪に関しては、一九二〇年危険薬物法 (Dangerous Drugs Act 1920) の後、一九七一年薬物濫用法 (Misuse of Drugs Act 1971) が制定され、薬物その他本罪に関連する不正な財物の剥奪を実施してきた。

しかし、一九七八年の Cuthbertson 事件⁽²⁷⁾において、LSDの生産及び提供のコンスピラシー (一九七七年刑事法 (Criminal Law 1977) 一条、一九七一年薬物濫用法四条) につき有罪判決を受けた被告人らに対して、海外の銀行口座の預金等の没収命令 (一九七一年薬物濫用法二七条一項) を発出し得るか否かが争われたところ、貴族院 (House of Lords) は、本件財産に対して没収を適用することができないと判示した⁽²⁸⁾。

そこで、犯罪収益を適正に剥奪し得る制度の構築に向けて、多くの議論が積み重ねられた。その著名な一例が、刑罰改革に向けて Howard League の下で組織された、D. Hodgson を長とする委員会による議論である。本委員会 は、一九八四年に報告書『犯罪収益とその回復』を公開し、種々の提案を行った⁽²⁹⁾。これを受けて、イギリスでは、一九八六年薬物取引犯罪法 (Drug Trafficking Offence Act 1986) の制定により、薬物犯罪収益保持の援助が犯罪化されるとともに、薬物犯罪収益の没収 (confiscation) が導入された。

次に、重大な詐欺や汚職、人身売買などの一般的な重大犯罪の収益を薬物犯罪収益と区別して扱う必要はないとの国際的な視野の拡大を先取りする形で、一九八八年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1988) の制定により、没

収の対象がこれらの重大犯罪の収益にまで拡大された(七一条以下)。

さらに、一九九〇年刑事司法(国際共助)法(Criminal Justice (International Co-operation) Act 1990)の制定により、薬物犯罪収益の隠匿・移転が犯罪化され(一四条)、一九九三年刑事司法法(Criminal Justice Act 1993)による一九八六年薬物取引犯罪法及び一九八八年刑事司法法の改正により、薬物犯罪収益の獲得、所持及び使用が犯罪化される(一九八六年法二三A条)とともに、重大犯罪収益保持の援助や重大犯罪収益の獲得、所持及び使用が犯罪化された(一九八八年法九三A条、九三B条)⁽³²⁾。その後、一九八六年薬物取引犯罪法及び一九九〇年刑事司法(国際共助)法の薬物犯罪関連のML規定は、一九九四年薬物取引法(Drug Trafficking Act 1994)に、一九八八年刑事司法法の重大犯罪関連のML規定は、一九九五年犯罪収益法(Proceeds of Crime Act 1995)に、それぞれ引き継がれた⁽³³⁾。

なお、テロ関連では、一九八九年テロリズム防止(暫定規定)法(Prevention of Terrorism (Temporary Provision) Act 1989)により、テロ行為をMLの前提犯罪とするなど、薬物犯罪及び重大犯罪収益に対する規制と類似の規定が置かれた⁽³⁴⁾。

このように、イギリスにおけるML規制は、没収の対象が有体物からその他の無体財産・利益全般へ、MLの前提犯罪が薬物犯罪からその他の一般重大犯罪及びテロ行為へ、禁止行為の内容が犯罪収益保持の援助からその隠匿及び移転、並びに獲得、所持及び使用へと、それぞれ拡張される形で発展してきた⁽³⁵⁾。

(二) 二〇〇二年犯罪収益法の制定

T. Blair首相の下、内閣府は、九か月間にわたり、犯罪財産回復対策に関する検討を行い、二〇〇〇年に報告

書『犯罪収益回復』³⁶⁾を公表した。本検討の目的は、多くの犯罪者が利益獲得を動機として犯罪に及ぶところ、「犯罪はペイしない」という公正・正当な社会の実現に向けて、犯罪者たちの不正な財産の剥奪を通じてその資金的な生命力に強力な打撃を与えるための戦略・方法を打ち出すことにあった。

本報告書は、①没収命令が、薬物犯罪による有罪判決の二〇%未満、一般犯罪による有罪判決の〇・三%程度に留まっていること、②国境で差し押さえられた現金の総額が薬物犯罪収益のごく一部であること、③各警察組織間でかなり異なる財務調査方法がとられていること、④没収命令の執行が年間五〇%未満であること、⑤ML罪による訴追数が不均衡なくらいに少ないことなどの問題点を指摘した上で、①関係部局の一体的な活動による戦略的アプローチ、②複雑な財務調査の追求、③簡明かつ確固たる法制度の確立、④ML対策の強化、⑤犯罪収益に対する適正な課税、⑥イギリス先導による高い国際的基準の設定、⑦上記①～⑥を支える新たな構造と動機づけメカニズムの構築という七つの領域に関して、提案がなされた。³⁷⁾

こうした本報告書の提案内容に基づき、議会における審議を経て、現在の基礎法である二〇〇二年犯罪収益法(Proceeds of Crime Act 2002 (以下、「二〇〇二年法」と略称する))が制定されるに至った。

二〇〇二年法は、全一二部四六二条から構成され、第一部「資産回復庁(Asset Recovery Agency)」(一～五条)、第二～四部「刑事的没収(Criminal Confiscation)」(六～三九条)、第五部「民事的回復(Civil Recovery)」(二四〇～三二六条)、第六部「国税機能(Revenue Functions)」(三二七～三二六条)、第七部「ブナー・ローンダリング」(三二七～三四〇条)、第八部「調査等」(三四一～四一六条)、第九部「債務超過等(Insolvency)」(四一七～四三二条)、第一〇部「情報(Information)」(四三三～四四二条)、第一一部「協働(Co-operation)」(四四三～四四七条)、第一二部「雑則及び通則(Miscellaneous and General)」(四四八～四六二条)を規定した。³⁸⁾

さらに、二〇〇二年法制定と併せて、ML規制の二次規範として、二〇〇三年マネー・ローンダリング規則 (Money Laundering Regulations 2003) も定められた。既に一九八六年薬物取引犯罪法において、薬物犯罪収益に係るMLが疑われる場合、疑わしい取引の届出 (Suspicious Active Reports : SARs) の義務が課されてきたところ、本規則は、金融機関等の特定事業者に対して、かかる届出義務のほか、顧客の身元確認義務、記録作成・保存義務などの適正な注意義務 (due diligence) を課すとともに、監督官庁の監視・調査その他の権限を定めている⁽¹¹⁾。

もっとも、二〇〇二年法制定以降、一五年近くが経過する中で、ML制度は、当初の形から漸次修正されてきている⁽¹²⁾。そこで、本稿の主題であるML罪の検討に入る前に、二〇〇二年法制定から現在に至るまでのML規制制度の概要、とりわけ犯罪収益剥奪制度の展開と議論状況について、確認しておくことにしたい。

(三) マネー・ローンダリング規制制度の概要

一 法執行機関

二〇〇二年法は、当初、以下にみる刑事的没収や民事的回復の手續遂行をはじめ、犯罪収益の回復を専門に行う法執行機関として、「資産回復庁」を創設した⁽¹³⁾。しかし、二〇〇七年重大犯罪法 (Serious Crime Act 2007) 七四条により、二〇〇八年からその任務が「重大組織犯罪局 (Serious Organized Crime Agency)」に移管された後、二〇一三年犯罪及び裁判所法 (Crime and Courts Act 2013) 一五条による同局の廃止を受けて、二〇一七年現在、主として「国家犯罪局 (National Crime Agency : NCA)」がこれを担当している⁽¹⁴⁾。

二 刑事的没収

刑事的没収（二〇〇三年三月二四日施行）は、刑事法院（Crown Court）が、有罪事件につき、NCA等の訴追者⁽⁴⁾が没収の申立てを行うか、又は裁判所がこれを相当と思料するときに手続を開始し（六条）、原則として刑の宣告前に没収命令を發出し、当該財産を国庫に帰属させるものである⁽⁵⁾。本手続の開始から没収命令の發出に至る重要な過程は、以下のように、①「犯罪生活様式（criminal lifestyle）」の検討、②「回復可能額（recoverable amount）」の算定、並びに③「入手可能額（available amount）」の算定という三つの段階に区別される。

まず、刑事法院は、①被告人が犯罪生活様式を有しているか否かを検討しなければならない（六条四項（a））。すなわち、（i）被告人が有罪判決を受けた犯罪が、薬物犯罪やM1罪（三二七条、三二八条）、テロ犯罪その他本法別表二所定の犯罪である場合、又は（ii）有罪判決を受けた犯罪が、一連の犯罪活動の一部を構成している場合であって、（a）その裁判において、被告人が利益を受けている行為を構成する、三つ以上の犯罪につき有罪判決を受けているか、（b）過去六年間に、被告人が利益を得ている行為を構成する犯罪につき、少なくとも二回の異なる機会に有罪判決を受けている場合、若しくは（iii）有罪判決を受けた犯罪が最低六か月間にわたり遂行されたものであり、かつ被告人がその犯罪を構成する行為から利益を得ている場合（但し、（ii）（iii）については、利益が五〇〇〇ポンド以上の場合に限られる）には、犯罪生活様式を有すると認定される（七五条）。

次に、刑事法院は、②犯罪収益全体の市場価値である回復可能額を決定する（六条四項（b）（c）、一〇条）。すなわち、（i）犯罪生活様式を認定した場合には、被告人が総ての犯罪行為（general criminal conduct）から、（ii）生活犯罪様式を認定しなかった場合には、被告人が個別の（有罪判決を受けている）犯罪行為（particular criminal conduct）から、それぞれ利益を得ているか否かを判断する。その際、とりわけ（i）の場合、過去六年間

にわたる被告人の収入及び支出、保有財産を全て犯罪行為によるものと推定した上で回復可能額を算定する。但し、当該推定規定の適用が不正義の重大な危険となる場合、又は当該推定が不正確 (incorrect) であることを被告人が証明し得た場合、かかる推定をしてはならない。こうして、①の犯罪生活様式の認定は、推定規定の適用を媒介して、回復可能額にきわめて大きく作用する。

他方で、③被告人が、上記②の回復可能額よりも入手可能額の方が低いことを証明した場合、当該入手可能額が回復可能額となる。「入手可能額」とは、被告人が手続当時に保有する全財産と不正に贈与・移転された財産の総計から、罰金その他裁判所の命令により被告人が没収よりも優先的に支払い義務を負う金額を差し引いた額である(七条二項、九条、七十七条、七十八条など)。

こうして、刑事法院は、回復可能額を内容とした没収命令を发出する。通常、被告人は、没収命令の发出を受けた後、遅滞なくこれを履行しなければならないが、支払いに一定の時間を要することを被告人が証明した場合、最長六か月まで、履行延期が認められることがある(二一条)。また、命令の履行確保手段として、刑事法院は、被告人の国外旅行を制限・禁止するなどの「遵守命令 (compliance order)」を併せて发出し(二三A条)、又は罰金の場合と同様、金額に応じて最高一四年の自由刑を科すことができる。⁴⁷⁾

刑事的没収は、①刑事法院が犯罪収益の没収命令等を发出する単一の機関となったこと、②薬物犯罪とその他の犯罪の区別をなくし、犯罪収益の没収を統合した制度とすること、③訴追側が没収手続を申し立てた場合、必要的に審問が行われること、④被告人の総ての犯罪行為の収益を無制限に剥奪する端緒となる、犯罪生活様式という観念を全面的に導入したこと、⑤訴追側に直接の上訴権を付与したことなどの点において、従来の制度と差異がある。⁴⁸⁾

とりわけ、犯罪生活様式の認定に基づく回復可能額に係る推定や、入手可能額に関する被告人への挙証責任の転

換は、本制度上の大きな特徴である反面、刑事法上の人権保障の観点において、欧州人権条約 (European Convention on Human Rights) との適合性という問題を抱えている。⁽⁴⁹⁾

まず、本条約六条二項の内容である「迅速な裁判」は、刑事的没収においても全面的に保障されるというのが、従来からの理解である。⁽⁵⁰⁾ 他方、本条約六条二項にいう「無罪推定の原則」について、欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) はその保障が常に及ぶわけではないとし、イギリスの裁判所も一貫して同様に解しているが、なお残された問題もある。⁽⁵¹⁾ また、上記の回復可能額又は入手可能額に関する推定は二〇〇二年法施行以前に得られた被告人の財産にも及ぶため、本条約七条にいう「遡及処罰の禁止」との関係が問題となるところ、有罪判決を受けた犯罪行為が二〇〇二年法施行後になされているという単純な理由から、同条に違反しないと解されている。⁽⁵⁴⁾ さらに、本条約八条は「プライバシー権や住居権の尊重」を定めているものの、例えば入手可能額の一部として善意で入手した家屋の価額がこれに含まれているときにも、同条の保障は及ばないと解されている。⁽⁵⁵⁾

三 民事的回復

二〇〇二年法は、有罪判決を前提とせずに犯罪収益を回復する手続として、民事的回復を導入している。これは、有罪判決を前提とする刑事的没収では有効に対処できない場合が想定されるところ、こうした事案にもなお犯罪収益を適切に剥奪し得る手段を確保しようとするものである。⁽⁵⁶⁾

本制度は、違法財産回復制度 (二〇〇三年二月二四日施行) と、違法現金回復制度 (二〇〇二年一月三〇日施行) という二つの異なる制度から構成される。⁽⁵⁷⁾

「1」違法財産回復制度 本制度は、NCA等の執行機関が高等法院 (High Court) に訴訟を提起し、違法行為を通じて獲得された財産又はこれに相当する財産 (回復可能財産) の回復を求めるものである⁽⁸⁸⁾。但し、回復可能財産が一万ポンド以上と思量される事案に限られる (二八七条一項)。また、本制度においては、「実務指針——民事的回復手続 (Practical Direction—Civil Recovery Proceedings)」に拠り、通常の民事手続及び証拠法則がとられる。

(1)で、「回復可能財産 (recoverable property)」とは、現金その他あらゆる形態の動産、不動産その他一切の無体財産をいう (二二六条四項)。「違法行為 (unlawful conduct)」とは、(i) イギリス刑法の下で違法な犯罪、又は (ii) 当該行為が他国で行われている場合、当該国の刑法に違反し、かつイギリスで行われれば違法となるであろう行為を意味する (二四一条)。かかる違法行為と引き換えに財産を獲得している場合、当該財産は違法行為を通じて獲得されたものとなる (二四二条一項)。

原告 (執行機関) は、これらの点に関する挙証責任を負うが、証明の程度は、証拠の優越による (二四一条三項)。また、複数の違法行為が存在する場合、それらの何れかにより当該財産が獲得されたことを証明すれば足り、その特定を要しない (二四二条二項)⁽⁸⁹⁾。

第三者へ移転した違法財産も回復可能であるが (三〇四、三〇五条)、第三者がこれを善意取得した場合や、当該財産が没収命令の発出に際して考慮に入れられている場合などは、この限りでない (三〇八条)。財産の散逸・隠匿を防止するため、原告は、高等法院に対して、暫定的な財産管理者の指名を求めることができる (二四六条一項)。高等法院は、回復可能財産が違法行為によると認定されるとき、「民事的回復管財人 (trustee in civil recovery)」を任命し、同人に当該財産の法的権利を帰属させる「回復命令 (recovery order)」を発出する (二六六条)。

なお、本制度と刑事的没収の関係を具体的に規律した明文規定はないものの、刑事的没収による対応が困難な場合の次善策として利用するのが原則であると理解されている⁽⁶²⁾。しかし、本制度は、刑事事件において無罪判決を受けた者に対しても利用され得るところ、ここには刑事上の人権保障が及ばないため⁽⁶⁴⁾、犯罪収益剥奪のためのより容易な手段として執行機関が違法財産回復を優先的に利用しないよう、警戒が必要とされている⁽⁶⁵⁾。

〔2〕違法現金回復制度 本制度は、(i) 違法行為により獲得された現金、又は(ii) 違法行為への使用が意図される現金の搜索・差押えを捜査官に認めると同時に、捜査官が当該現金の留置及び没収を治安判事裁判所(magistrates' court)に申立てるものである⁽⁶⁶⁾。

「捜査官」には、警察官及び入国管理官(immigration officer)⁽⁶⁷⁾、歳入関税官(officer of Revenue and Customs)、公認財務調査官(credited financial investigator)などが含まれる。また、上記(i)(ii)に係る「現金(cash)」には、紙幣・貨幣その他の通貨のほか、郵便為替、小切手やトラベラーズ・チェック、手形、無記名債権が含まれる(二八九条六、七項)。

まず、捜査官は、建造物又は乗り物内において、上記(i)又は(ii)に該当し、その額が一〇〇〇ポンド以上であると疑うに足りる合理的理由のある現金を搜索(二八九条一項)することができるほか、かかる現金を携行していると疑うに足りる合理的理由のある人物に対して、必要な範囲で所持品検査や身体搜索の許諾を求めることができる(同条二項)。但し、上記搜索等の権限行使に際しては、可能な限り治安判事の事前承認を、これが不可能な場合には警部(inspector)以上の上級捜査官の事前承認を得るものとされ、これらが不可能な場合のみ、事前承認のない搜索が許される(二九〇条一〜五項)。治安判事による事前承認は、一方当事者による聴聞(ex parte

hearing) を通じて行われる。また、事前承認のない搜索により、いかなる現金も差し押さえられなかった場合又は差し押さえられた現金が四八時間以上保管されなかった場合、当該権限を行使した者には、報告書の提出が義務づけられ、これが議会に提出される(同条六〜九項)。なお、国務長官は、現金搜索に関する実務規範(Code of Practice)を作成する義務がある(二九二条一〜四項)⁷⁶⁾。この規範の不遵守それ自身が民事及び刑事責任を導くものではないが、実務規範が民事及び刑事手続上の証拠となる場合がある(同条五〜七項)。

次に、捜査官は、上記(i)又は(ii)に該当し、その額が一〇〇ポンド以上であると疑うに足りる合理的理由のある現金を無令状で差し押さえることができる(二九四条)。当該押収に基づく現金の保管期限は、原則四八時間以内であるが、上記(i)又は(ii)の条件が存在し、かつ(a)当該現金の由来を未だ捜査中である場合、又は(b)当該現金と結合している犯罪につき、イギリスその他の国において訴訟提起が検討されている場合、若しくは(c)かかる訴訟が開始されたが、終局していない場合には、治安判事の命令により、命令の日から六か月を超えない期間、最初の命令から起算して最長二年まで、これを留置することができる(二九五条二〜七項)⁷⁷⁾。

現金の没収については、原告(捜査官)が治安判事裁判所に「没収命令(forfeiture order)」発出の申立てをし、当該現金が上記(i)又は(ii)に該当することを証明しなければならぬが、「1」の違法財産回復と同様、本制度においても通常の民事手続及び証拠法則がとられる⁷⁸⁾。命令発出・不発出の決定に不服がある場合、刑事法院に上訴が可能である(二九九条)。

なお、二〇〇九年警察及び犯罪法(Policing and Crime Act 2009)六五条一項により、新たに「没収通告(forfeiture notice)」が追加されている(二九七A〜G条)。これは、留置された現金が上記(i)又は(ii)に該当すると認める上級捜査官が、対象者の異議がなければ没収効果を生じる旨の通告を発出するものである。

四 調査

二〇〇二年法は、刑事的没収、民事的回復、被留置現金 (detained cash)、ML罪、並びに不当利益 (exploitation proceeds)⁽²³⁾ に関するZCA等の執行機関 (三七八条) による調査について規定している (三四一条)⁽²⁴⁾。その具体的内容は、以下五つに区別される。

① 「提出命令 (production order)」は、裁判所が、特定の者に対して、原則七日以内に特定物件を執行機関に提出し、又は特定物件に執行機関をアクセスさせることを命じるものである (三四五条)⁽²⁵⁾。本命令は、上記五つの調査の全てにおいて利用可能であり、例えば、刑事的没収調査の場合、ある人物が犯罪行為から利益を得ていると疑うに足りる合理的理由があるとき、ZCA等が、裁判官 (judge in chambers) に対して命令発出を請求する (三四六条一項)。その際、特定物件へのアクセスを容易にするための付随的権限として、状況に応じて、建造物への立入許可を請求することができる (三四七条)。裁判官は、請求状記載の (i) 犯罪行為からの利益、(ii) 対象者の特定物件に対する所持・支配、(iii) 特定物件の実質的な調査価値について、これらが存在すると疑うに足りる合理的理由があると認められ、かつ (iv) 特定物件提出による公共の利益⁽²⁶⁾が存在すると信じるに足る合理的理由があるとき、命令発出を決定する (三四六条二～五項)。本命令は、弁護士の特権 (legal professional privilege) に基づき提出を拒否し得る物件や除外物件 (excluded material) には及ばないものの (三四八条一～三項)⁽²⁷⁾、情報開示に係るその他のいかなる制限のいかに関わらず、その効力を有する (同条四項)。

② 「搜索・差押令状 (search and seizure warrants)」は、執行機関に対して、建造物を搜索し、調査にとって実質的価値のある物件を差し押さえて保管する権限を与えるものである (三五二条)。上記①の命令と同様、五つの調査全てにおいて利用可能である。例えば、刑事的没収調査の場合、裁判官は、請求状記載の (i) 犯罪行為から

の利益が存在すると疑うに足りる合理的理由があると認められ、かつ (ii) 建造物内の物件の実質的調査価値、(iii) 物件の差押えによる公共の利益、及び (iv) 提出命令の対象者との意思連絡が不可能であることや可及的速やかに対象物件にアクセスしなければ調査が著しく妨害されることなど、没収命令の発出が適切でない状況が存在すると信じるに足りる合理的理由が認められる場合に発出を決定する。⁽⁷⁸⁾ 但し、本令状による差押えは秘匿特権に係る物件及び除外物件には及ばない (三五四条一〜三項)。

③ 「開示命令 (disclosure order)」は、特定の者に対して、NCA等からの質問への回答、情報提供、文書提出を命じるものである (三五七条四項)。上記①②の命令と異なり、上記五つの調査のうち、被留置現金調査とML罪捜査には本命令を利用することができない (三五七条二項)。例えば、刑事的没収調査の場合、請求状記載の (i) 犯行為からの利益の存在を疑うに足りる合理的理由があると認められ、(ii) 開示により提供される情報が調査目的にとって実質的価値を有しており、(iii) 当該情報の提供が公共の利益に適うと信じるに足りる合理的理由があると認められる場合に発出される。⁽⁷⁹⁾ 本命令は、調査が継続する限り効力をもつ上、命令不履行に対して刑罰が科される点 (三五九条⁽⁸⁰⁾) で間接強制 (compulsory interview) であり、広範かつ侵害的な性質を有している。そのため、裁判官は、とりわけ (iii) の判断に際して、提出命令その他本命令よりも緩やかな調査手段がないかどうかに留意しなければならず、「相当性 (proportionality)」の検討が求められる。⁽⁸¹⁾ 但し、本命令により得られた供述 (statement) を当該情報提供者の刑事手続の証拠として使用することは、自己負罪拒否の観点に照らし、原則としてできない (三六〇条⁽⁸²⁾)。また、本命令は、顧客の氏名及び住所に関する情報の提供を除き、秘匿特権に係る回答、情報、文書並びに除外物件には及ばないが (三六一条一〜五項)、情報開示に係るその他の制限のいかに関わらず、その効力を有する (同条六項)。

④「顧客情報命令 (customer information order)」は、裁判所があらゆる金融機関に対して、顧客情報の提供を命じるものである(三六三条一項)。「顧客情報」には、口座やセーフティボックスの番号、氏名、生年月日、住所、口座開設・廃止日などの個人情報が含まれる(三六四条二項(a)～(h))。上記①②③の何れの命令とも異なり、被留置現金調査には本命令を利用することができない(三六三条一A項)ほか、命令請求には上級職員の許可が必要である(三六九条七項)。命令発出要件は、③と同様である(三六五条二、六項)。また、自己負罪拒否の観点に基づく証拠上の制限についても、③と同様である(三六七条一～三項)。秘匿特権に関する例外規定はなく、①③と同様、金融機関と顧客との間の情報開示に係るその他の制限のいかに関わらず、本命令は効力を有する(三六八条)。本命令の不履行に対しては、刑罰が科される(三六六条)。

⑤「口座監視命令 (account monitoring order)」は、裁判所があらゆる金融機関に対して、命令開始から九〇日以内の特定期間における取引情報の提出を命令するものである(三七〇条)。被留置現金調査には本命令を利用することができないほか、命令発出要件(三七一条二項、五、六項)、証拠上の制限(三七二条)や情報開示に係る制限の取扱い(三七四条)などについても、上記④の命令と同様である。なお、実務規範により、命令請求時の留意事項等が定められ、濫用防止が図られている⁽⁸³⁾。

さて、次章では、犯罪収益移転処罰制度の中心となるML罪について、検討を加えていくこととしたい。

〔付記〕 本稿は、平成二四(二八年度)科学研究費補助金若手研究(B)「イギリス法におけるマネー・ロンダリング規制の理論と実務」(課題番号…二四七三〇〇六〇)による成果の一部である。

註

- (1) 例えば、芝原邦爾『経済刑法研究(下)』(有斐閣、二〇〇五)四六七頁参照。
- (2) 城祐一郎『マネー・ローンダリング罪 捜査のすゝめ』(立花書房、二〇一四)二二頁参照。 See also M. S. Williams et al., *Millington and Sutherland Williams on The Proceeds of Crime* (4th ed., Oxford University Press, 2013), paras 20.19-20.22.
- (3) 薬物犯罪組織に対して「資金面からの打撃」を与えるために、まずは収益の没収とこれを担保する凍結・差押えが講じられ、次いで没収逃れを防ぐために収益の洗浄行為の処罰と金融機関等の措置が講じられてきた。瀧澤建也「麻薬犯罪組織とマネーローンダリング(上)」警察学論集四三巻七号(一九九〇)一頁、特に五一八頁。こうして、米国では、一九六八年にR・ニクソン大統領(当時)が「薬物戦争政策」を世界で初めて提唱し、一九七〇年の組織犯罪規制法(Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act (いわゆるRICO法))を端緒として、一九八六年にマネー・ローンダリング規制法(Money Laundering Control Act)の成立により、MLが犯罪化された。アメリカ法に関する研究は多岐に渡るが、例えば、芝原邦爾「資金洗浄化(マネーローンダリング)行為の処罰——アメリカ合衆国連邦法を中心として——」芝原・前掲注(1)五〇一頁、桐原弘毅「米国のマネーローンダリングの取締り」警察学論集四九巻一〇号(一九九六)七七頁、千代延晃平「米国におけるマネー・ローンダリング対策法制」警察学論集五一巻一一号(一九九八)六二頁、渥美東洋「組織犯罪対策の課題——米国のRICO法に関連づけて」警察学論集五二巻四号(一九九九)二頁など参照。
- (4) MLのほか、テロ・組織犯罪対策に関する国際的動向については、例えば、今井猛嘉「特集・刑法典の百年 テロ・組織犯罪対策」ジュリ一三四八号一一七頁参照。
- (5) United Nations, *Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances* (1988).
- (6) 本条約は、麻薬犯罪により生じた財産の隠匿若しくは偽装目的、又は法的責任免脱の援助目的による当該財産の転換又は

移転、麻薬犯罪により生じた財産の出所、所在、処分若しくは移動又は当該財産に係る権利・所有権の隠匿又は偽装（三条一項（b））、及び麻薬犯罪により生じた財産の取得、所持又は使用を（三条一項（c））、それぞれM罪としている。また、没収の対象を麻薬犯罪及び三条一項のM罪等により生じた収益又はこれに相当する財産とし（五条一項（a））、「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか、及び有形であるか無形であるかを問わない（二条（d））としている。本条約については、押切謙徳「麻薬新条約について」判タ六九三三三頁、森下忠「国連の麻薬新条約」判時一三四二二頁、藤田昇三「麻薬新条約の概要」罪と罰二七卷三三三頁など参照。

- (7) 二〇一七年五月現在、FATFには、日本を含め三五の国・地域及び二の国際機関が参加している。
- (8) United Nations, *Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism* (1999).
- (9) United Nations, *Convention against Transnational Organized Crime* (2000).
- (10) FATF, *Recommendations 2012*. 新「四〇の勧告」は、FATFのウェブページ (http://www.fatf-gafi.org/publications/fatf_recommendations/documents/fatf-recommendations.html) 又は外務省のウェブページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/m_laundering/index.html) から入手可能である。
- (11) FATF, *Annual Report 2015-2016*. 本年報は、FATFのウェブページ (<http://www.fatf-gafi.org/about/wharwedo/>) から入手可能である。FATFを含む国際社会の対応状況については、今井・前掲注（4）一一八一―二六頁参照。
- (12) 本法については、古田佑紀ほか編『麻薬特例法及び薬物四法改正法の解説』（法曹会、一九九三）参照。
- (13) 本法については、三浦守ほか『組織的犯罪対策関連三法の解説』（法曹会、二〇〇一）参照。
- (14) 本法については、例えば、民野健治「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律について」警察学論集五五卷九号（二〇〇二）六頁参照。

- (15) 本法については、例えば、後藤健二「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」警察学論集五五巻九号 (二〇〇二) 五一頁参照。
- (16) この改正により、本法は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」と改称された後、二〇〇七年の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の制定に伴い、廃止された。
- (17) 本法については、松林高樹「江口寛章編集代表『逐条解説 犯罪収益移転防止法』(東京法令出版、二〇〇九) 参照。なお、本法は、二〇一一年の一部改正により、確認事項の追加、特定事業者の拡大、預貯金通帳等の不正譲渡等に係る罰則強化が、二〇一四年の一部改正により、疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認、特定事業者による体制整備の努力義務の拡充などが図られている。
- (18) 犯罪収益移転防止室の機能や活動内容等については、『犯罪収益移転防止に関する年次報告書 平成二八年』(二〇一七) 六一頁参照。本報告書は、IAFICのウェブページ (<https://www.npa.go.jp/sosikhanzai/jyfc/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p1>) から入手可能である。なお、FATFは、日本に対して、一九九四年の第一次相互審査を皮切りに、一九九八年の第二次相互審査、二〇〇八年の第三次審査を実施しており、二〇一九年に第四次相互審査が予定されている。
- (19) 警察庁と関係省庁が「犯罪収益移転防止法等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策……」に関する法律、その下位法令その他各種規定について、その改正を適時に行うなどして、社会情勢の変化や「Money」対日相互審査における指摘に適切に対応している」。犯罪収益移転防止室・前掲注(18) 三一四頁。
- (20) 例えば、「テロ・組織犯罪対策とは、犯罪が国際的に(国境を越えて)犯されるといふ極めて現代的な現象への対応(しかも迅速になされるべき対応)であり、国際社会における合意形成を踏まえた国内の立法化作業が不可欠」であり、「ここで要請されているのは、何が『国際刑法』として合意を得、妥当しつつある解決策なのかを正確に理解し、それを日本の刑

法理論を踏まえて受容する能力である」とされる。今井・前掲注(4) 二二六頁参照。

- (21) ML規制の「立法や法の運用を急ぐあまり、これまで曲がりなりに守られてきた刑事法の人権保障のための基本原則と抵触することがないかどうか、慎重な検討、配慮が必要である」。神山敏雄ほか編『新経済刑法入門「第二版」』（成文堂、二〇一三）一〇三頁〔斉藤豊治〕参照。また、ML罪は本来の団体規制から行為規制の色彩を強めていることもあり、「これまで本罪〔ML罪〕の処罰対象として想定していなかった事案が、将来的に起訴されて刑事裁判の対象となる可能性がないとはいえない」との問題意識も提示されている。藏本匡成「組織的犯罪処罰法（犯罪収益等隠匿罪）」判タ一四三〇号九七頁、九九頁参照。

- (22) FATFの新「四〇の勧告」の第一勧告は、「リスク評価とリスクベース・アプローチ」の採用を掲げている。このリスクベース・アプローチとは、(a) 脅威（国家、社会、経済等に危害を加えるおそれのある人、物、活動）、(b) 脆弱性（脅威によって利用され、又は脅威を促進する事柄）、及び(c) 影響（ML行為による衝撃、危害）の三要素の作用により構成される「リスク」を①暫定的に特定し、②これを分析し、③当該リスクへの取組みの優先度を判定した上で、自国を取り巻く環境に見合った措置を講じることを通じて、犯罪収益移転の効果的な防止を図ろうとするものと要約し得る。FATF, *National Money Laundering and Terrorist Financing Risk Assessment* (2013).

- (23) FATF, *Summary of the Third Mutual Evaluation Report Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism: United Kingdom* (2007), at 1. See also N. Ryder, *Money Laundering—An Endless Cycle? A Comparative Analysis of the Anti-Money Laundering Policies in the United States of America, the United Kingdom, Australia and Canada* (Routledge, 2012), at 4, 73.

- (24) 二〇〇二年犯罪収益法制定以前のイギリスに関する研究として、例えば、上田正文「諸外国におけるマネーロンダリング

グ規制の概要(下)「警察学論集四三巻五号(一九九〇)三五頁、四二一四七頁、守山正「イギリスにおけるマネー・ローンダリング対策の現状」刑法雜誌三四巻二号(一九九四)一〇一頁、森下忠「イギリスのマネー・ローンダリング罪」判時一五二〇号二六頁、石井研志「英国におけるマネー・ローンダリング法制の形成過程とその概要」警察学論集五四巻一二号(二〇〇一)六八頁が、二〇〇二年犯罪収益法制定以後のイギリスに関する研究としては、管見の限り、奥野省吾「英国における犯罪収益対策の最近の動向」警察学論集五八巻五号(二〇〇五)一〇〇頁、坂東俊矢「英国における『行政による不法収益の剥奪、財産の隠匿・散逸防止制度、及び集团的消費者被害救済制度』の実際」消費者庁『諸外国における消費者の財産被害事案に係る行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策に関する調査報告書』(二〇一三)一頁、林詩書「有罪判決に基かない犯罪収益の剥奪…アメリカおよびイギリスの制度を中心に」同志社法学六四巻八号(二〇一三)一六九頁がある。

(25) 既に、二〇〇二年法制定以前の状況について、「一般に、イギリスの規制自体、かなり思い切った強力な規定を多く含んでいることがわかる。しかも、……一九九三年刑事司法法はさらに規制を拡大、強化しており、まさにドラゴンの制といえよう。しかしながら、他方、このような強力な規制は一般的市民的自由を侵害する可能性が高く、法律そのものの検討のほか慎重な運用が望まれるのはいうまでもない。……イギリスのマネー・ローンダリング法制は極端なモデルとして検討することが可能なだけに、今後の動向を見極めて、わが国でもそこで獲得された研究の知見を同種の対策に取り込むことができるであろう」との指摘があった。守山・前掲注(24)一一一頁参照。本稿は、かかる問題意識を共有した上で、イギリスのその後の動向を紹介及び分析しようとするものである。

(26) 例えば、一九五九年わいせつ出版物法(Obscene Publications Act 1959)、「一九六八年火器法(Firearms Act 1968)」「一九六八年セフト法(Theft Act 1968)」「二二条一項、一九七一年薬物濫用法(Drug Misusing Act 1971)」などが挙げられる。なお、

二〇〇〇年刑事裁判所権限（量刑）法（Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000）一四三条は、犯罪供用物件の没収に関する一般規定として機能している。

- (27) *R v Cubbertson and Others*, [1981] AC 470. 3人のOperation Julieとして知られる事件。世界的な二つのLSD密造組織に対する二年半にわたる捜査の末、六五〇万ポンド相当の薬物が押収され、イギリス及びフランスにおいて約一二〇名が逮捕された。本件被告人二名に関しては、スイス及びフランスの銀行口座に七五万ポンドを超える金額が確認されたため、資産凍結措置が採られた後、事実審において没収命令が下されていた。

- (28) 一九七一年薬物濫用法二七条一項は、「裁判所は、本（一九七一年）法の下での罪（an offence under this Act）につき有罪判決を下す際、その罪に関連すると認めるに十分なもの（anything）が没収され（forfeited）、破壊その他裁判所が命じる方法により取り扱われることを命令することができる」と規定していた。貴族院は、裁判官全員一致の意見により、①本件で訴追され、有罪判決を受けた行為は薬物犯罪のコンスピラシーであって、これは一九七一年法によって明示的に創設された犯罪でないから、本条を適用することができないこと、②本条にいう没収は物理的に破壊可能な性質をもつ有体物（something tangible）にのみ及び、その他の無体財産（chose in action）には及ばないことの二点を理由として、本件没収命令を違法とする被告人の上訴を認めた。

- (29) 一九八六年法二四条一項は、以下のように規定している。

「次のような取決め（arrangement）に加わり、又はその他の方法で関わった者は、他人が薬物取引を行い……又は薬物取引から利益を得ていることを認識し、又はこれを疑っているとき、犯罪となる。すなわち、

- (a)（隠匿、法域からの取除き（remove）、名義人への移転その他方法のいかんを問わず）他人（A）の薬物取引の収益の保持、Aによる、若しくはAのためにする収益の支配を促進し、又は、

(b) Aの薬物取引の収益が、

(i) 資金 (funds) がAの処分可能なところにおかれることを確実にするために使用され、若しくは

(ii) Aの利益となるように投資の方法を通じて財産を獲得するために使用されるところの取決めである。」
さらに、同法二四条 iii項は、以下の抗弁 (defence) を規定している。

「何人も、ある資金又は投資が薬物取引に由来し、又は薬物取引に関連しているとの疑念又は確信、並びにかかる疑念又は確信の基礎となる事項を警察官に開示した場合、

(a) その開示は、契約により課される情報開示に係る制限に違反したものとならず、かつ

(b) 彼が本条一項に違反する行為をし、かつその開示が関与した取決めに関係しているとき、その開示が以下の何れかに従ってなされたならば、犯罪とならない。すなわち、

(i) その開示が、彼が「違反」行為をする以前に行われた場合にあつては、その「違反」行為が警察官の同意に基づいてなされたとき、又は

(ii) その開示が、彼が「違反」行為をした後に行われたが、それ「開示」が彼の主導により、可及的速やかになされたときである。」

本罪については、上田・前掲注(24)四三―四四頁も参照。本法は、一九八八年の麻薬新条約の締結に先行した国内法の整備であるとともに、「他の英連邦諸国における同様の法律のモデルにもなった……重要な」制定法であるとされる。石井・前掲注(24)七〇頁。また、没収について、薬物犯罪収益の没収命令の発出に先立ち、裁判所が没収額を算定する際、被告人の有罪判決時に保有する財産及び起訴以前の六年間以内に被告人に譲渡された財産を薬物取引に関連したものとし、当該期間内の被告人の支出を薬物取引による金員からの支払いとみなす推定規定(二条)が置かれ、この点に関する拳証

責任は被告人側に転換されたものと解されており、当時から議論があった。守山・前掲注(24)一〇四一〇五頁参照。See also C. Salton and D. Beddingfield, *Drugs, Money and the Law*, [1993] Crim L Rev 166.

- (30) D. Hodgson, *Profits of Crime and Their Recovery* (Heinemann, 1984). 本報告書の提案内容は、例えば、犯罪被害者の救済、犯罪収益の没収 (confiscation) 、被害の原状回復 (restitution) 、賠償 (compensation) 、犯罪関連財産の没収 (forfeiture) などである。本報告書の具体的内容、それに至る経緯、根底にある基本原理等については、渥美東洋「権利剥奪・没収の歴史——UKの没収・不法収益剥奪をめぐるホヂスン報告書について(一)〜(四)」警察学論集五〇巻六号(一九九七)一六一頁、五〇巻七号一六一頁、五〇巻八号一七九頁、五〇巻九号一八三頁参照。See also M. Wask, *The Hodgson Committee Report on the Profits of Crime and Their Recovery*, [1984] Crim L Rev 708.

(31) R. Booth et al, *Money Laundering Law and Regulation A Practical Guide* (Oxford University Press, 2010), para 1.16.

- (32) 一九九三年刑事司法法に基づく改正により、MLに関する捜査情報の暴露の罪 (tipping-off) など併せて導入されている。当時のイギリスのML関連規定については、石井・前掲注(24)七七七八二頁の仮訳及び一覧も参照。

(33) 守山・前掲注(24)一〇二一〇八頁、奥野・前掲注(24)一〇三一一〇四頁、一三四一一三五頁など参照。

- (34) その後、二〇〇〇年テロリズム法 (Terrorism Act 2000) 、二〇〇一年反テロリズム、犯罪及び安全法 (Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001) 、二〇〇八年反テロリズム法 (Counter-Terrorism Act 2008) などが制定されている。なお、ML規制の対象である組織的な薬物及び重大犯罪とテロ活動は根本的に異なるものの、組織の資金源を断つことが違法な活動の重要な防止策になる点で共通していることから、両者を類似の法制度の中で取り扱おうとするのが国際的潮流である。R. Booth et al, *supra* note (31), para 1.19.

(35) 一連の制定法によりMLの犯罪化、犯罪収益没収制度が設けられたほか、一九九三年マネー・ロンダリング規則 (Money

Laundering Regulations 1993) により、銀行その他の金融機関に対する規制が設けられた。本規則については、守山・前掲注(24) 一〇三一一〇四頁参照。なお、当然ながら、戻ったイギリスの動向は、FATFの勧告に加えて、一九九一年のMLに関するEEC第一指令(Council Directive 92/308/EEC of 10 June 1991 on prevention of the use of the financial system for the purpose of money laundering)、二〇〇一年のEC第二指令(Council Directive 2001/97/EC of the European Parliament and of the Council of 4 December 2001) などに拠るところが大抵である。国際的動向とイギリスにおける立法の時系列的な対応関係については、R. Booth et al, *supra* note (31), at 6-7 (Table 1.1 and 1.2) が判り易い。

(36) Cabinet Office Performance and Innovation Unit, *Recovering Proceeds of Crime* (2000), at 3-4.

(37) 提案の骨子は、本報告書の冒頭にまとめられている。Id., paras 1.1-1.45. この点については、奥野・前掲注(24) 一〇四一〇五頁も参照。

(38) 当時のイギリスにおけるMLの想定の規模やその深刻な点については、P. Alltridge, *Money Laundering Law Forfeiture, Confiscation, Civil Recovery, Criminal Laundering and Taxation of the Proceeds of Crime* (Hart, 2003), at 4-6, 74-88. See also The Regulatory Impact Statement (added as Annex in the Proceeds of Crime Bill (2001)). かつ、奥野・前掲注(24) 一〇四一〇五頁も参照。

(39) 二〇〇二年法の解説については、E. Rees et al, *Blackstone's Guide to The Proceeds of Crime Act 2002* (Oxford University Press, 2003); S. Biggs et al, *The Proceeds of Crime Act 2002* (Butterworth LexisNexis, 2002).

(40) 現在、二〇〇五年のEC第三指令(2005/60/EC of the European Parliament and of the Council on the prevention of the use of the financial system for the purpose of money laundering and terrorist financing) を受けて、二〇〇七年マネー・ローンダリング規則(Money Laundering Regulations) が二〇〇三年規則と比べてかわっている。

- (41) 数次の改正を受けた現在の二〇〇二年法の解説として、E. Rees et al, *Blackstone's Guide to The Proceeds of Crime Act 2002* (5th ed., Oxford University Press, 2015).
- (42) 二〇〇二年法上、犯罪収益剥奪制度は、①刑事的没収、②民事的回復、並びに③課税 (taxation) に区別可能であると、資産回復庁は、①に加えて、③の権限も付与されていた(三一七条以下)。資産回復庁の組織及び機能については、奥野・前掲注(24) 一一九―一二二頁参照。See also E. Rees et al, *supra* note (41), para 8.01 ff.
- (43) *Id.*, paras 1.11-1.12, 2.08.
- (44) これには「私人訴追者 (private prosecutor)」も含まれる。R (*Virgin Media Ltd*) v *Zinga*, [2014] EWCA Crim 52. 但し、警察がVirgin Media社による私人訴追を支援した事案である本件については、警察にVirgin Media社の支援に様々なリソースを割こうというインセンティブを与えた結果、警察の中立性に欠陥があるとの直観が生じ得ることから、警察署長協会 (Association of Chief Police Officers (二〇一五年四月より、National Police Chief's Councilに組織・名称変更))、警察及び犯罪協会 (Association of Police and Crime Council) 並びに内務省が注意深く、かつきわめて緊急に検討すべき問題であることが指摘されている。*Id.*, para 2.08.
- (45) 但し、裁判所は、「刑の宣告又は被害者への「賠償命令 (compensation order)」の発出を行い、刑事的没収の手續を有罪判決の日から二年まで延期することが許される。
- (46) 刑事的没収制度については、奥野・前掲注(24) 一〇五―一一頁、坂東・前掲注(24) 四―五頁など参照。
- (47) 二〇〇〇年刑事裁判所権限 (量刑) 法 (Powers of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000) 一三九条四項、二〇一五年重大犯罪法 (Serious Crime Act 2015) 一〇条。
- (48) E. Rees et al, *supra* note (41), para 2.07.

- (49) *Id.*, paras 2. 09-2.17. $\alpha\iota\upsilon\lambda\alpha\upsilon\alpha$ 犯罪収益に関する類似の推定規定は日本法にも存在しており、この問題はイギリスに特有のものでない。麻薬特例法一四条は、「第五条に掲げる罪に係る不法収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る不法収益と推定する。」と規定している。本条は、一定期間薬物犯罪を業として行い、相当の不法収益を得ていたことが明らかの場合でも、これが隠匿されると立証が困難となるため、その認定に関して法律上の推定規定を設ける必要性がある一方、本条所定の状況が認められれば、当該財産が不法収益であるとの高度の推定が働く上、当該財産を取得した本人（被告人）が他の取得原因を反証することは容易であると説明されている。古田ほか編・前掲注（12）七六頁。この点、前提事実から推定事実を推認することが合理的であること、被告人に反証の機会が十分保障されていることなどの留保つきで当該規定を許容するというのが、当時の一議論である。安富潔「マネー・ローンダリング罪と刑事手続」刑法雑誌三四卷二号八四一八八頁参照。
- (50) *Re Sagar*, [2005] EWCA Civ 174; 1 WLR 2693. 本件において、控訴院民事部は、一九九四年薬物取引法下で訴追側が入手可能額の再考慮を申し立てた時期はきわめて遅く違法であつたと判示している。
- (51) *Phillips v UK*, (2001) Application no. 41087/98; [2001] Crim L Rev 817. 欧州人権裁判所は、一九九四年薬物取引法における没収手続には六条二項の保障が常に及ぶわけではないと判示している。その理由は、大要、推定規定には被告に対する十分な保障措置があり、有罪判決を前提とする刑事的没収には刑事手続上の要請が働かない、より具体的には、刑事的没収の被告人は量刑手続の中にあり、一旦有罪判決を受けている以上、六条二項にいう「犯罪で起訴された (charged with a criminal offence)」ものでないから、量刑手続の一部としてなされる、被告人の性格や行為に関する様々な主張 (allegations) に関しては、——それが新たな起訴といえるほどのものでない限り——保障が及ばないというものである。

- (52) *R v Comiskey*, [1991] 93 Cr App R 227 ; *R v Ikemam*, [1991] Crim L Rev 141. 何れの事件においても、控訴院は「一九八六年薬物取引犯罪法が、入手可能額が回復可能額よりも低いことの証明を被告人に転換している点を是認している。但し、被告人側に証拠提出責任 (evidential burden) が課されるに留まるのか、証拠の優越のレベルによる説得責任 (persuasive burden) が課されるかにつづいては未解決とせよ」。 *R v Rezvić*, [2002] 1 AC 45 ; *R v Benjfield*, [2003] 1 AC 1099 ; *McInosh v Lord Advocate*, [2003] 1 AC 1078 ; *R v Sharma*, [2012] EWCA Crim 677 ; [2013] 1 WLR 204. なお、二〇〇二年法以前の没収制度について検討し、概ね欧州人権条約に適合すると結論づけるものとして、*E. Bell, The ECHR and the Proceeds of Crime Legislation*, [2000] Crim L Rev 783.

- (53) 例えば、「特定の利益に関する証拠が〔有罪判決を受けていない〕他の犯罪の遂行に関する証拠のみから導かれている場合、六条一項にいう公正性は、刑事上の基準による証明を要請するか」が争われている。この点に関連して、欧州人権裁判所は、オランダの裁判所において訴追に係る大部分の犯罪について無罪判決を受けたにも関わらず、同国内の別の裁判所において、「無罪とされた諸犯罪を遂行した十分な兆候 (sufficient indications) がある」という民事上の基準により、それらの犯罪に係ると推定される犯罪収益の没収命令を受けたのは六条一項に違反するとの提訴を受けて、「本件」没収手続は彼が無罪となり、証拠がなかったところの犯罪につき有罪性を再決定している点で『犯罪で起訴された』ものであるから、無罪推定を受ける権利がある」と判示している。*Geering v Netherlands*, (2007) 46 EHRR 1212. イギリスでも、類似の問題が争われている。例えば、正式起訴状に記載された犯罪以外の薬物犯罪を遂行したとの疑いが公判の証拠に含まれていたところ、事実審裁判官は、被告人がかかる〔起訴状不記載の〕犯罪を遂行したことを確信し (sure) 、推定規定を適用して回復可能額を算出したという事案につき、貴族院は、無罪推定は刑事的没収には及ばないが、六条一項の公正な裁判を受ける権利は、訴追側が特定の犯罪の嫌疑を立証することを要求しているものと必然的に暗示されるとし、「訴追側が収益

の証拠として別の犯罪の事実可依拠している場合、それらの犯罪が刑事上の基準にまで立証されなければならない」と判示している。 *R v Briggs-Price*, [2009] 1 AC 1026. 本判決は、Geering 事件判決を意識して慎重なアプローチをとったものと理解されているが、その射程は必ずしも明らかでない。実際、本判決と事案を異にするものの *Sharma* 事件 (*R v Sharma*, *supra* note (52)) におおづ、控訴院刑事部は、「利益の源泉を刑事上の基準により立証する必要はない」と正面から判示している。

(54) 二〇〇二年法以前の没収手続に関する欧州人権裁判所の判例として、*Welch v UK*, (1995) 20 EHRR 247 ; *Jamil v France*, (1996) 21 EHHR 65 ; *Taylor v UK*, (1998) Application no. 31209/96.

(55) 但し、イギリスの最高裁 (Supreme Court) も、刑事的没収規定それ自体の原理的問題でなく、これを個別の事案で実際に適用する際、公権力の介入の必要性及び均衡性という本条約八条の一般的前提が重要な問題となり得ることを認識しており、「自由主義」という点に意を払っているようである。 *R v Wraya*, [2012] UKSC 51 ; 3 WLR 1188.

(56) Cabinet Office Performance and Innovation Unit, *supra* note (36), para 5.1.

(57) 二つの制度は、何れも刑事裁判における有罪判決を前提としない点で共通しているから、①両者を刑事的没収と対比する形で民事的回復という制度の下に整理すること (奥野・前掲注 (24) 一一一頁) ができる反面、両者の手続・適用場面が大きく異なることから、②前者のみを民事的回復とし、これと後者を並列的に整理すること (坂東・前掲注 (24) 六頁) も可能である。本稿は、両者が二〇〇二年法第五部の下に規定されていることを考慮し、①の整理方法に拠ることとした。

(58) 違法財産回復制度については、奥野・前掲注 (24) 一一一―一九頁、坂東・前掲注 (24) 六一―八頁、林・前掲注 (24) 二〇二―二三三頁参照。

(59) *Serious Organised Crime Agency v Gale*, [2011] 1 WLR 2760.

- (60) 但し、この規定の意義・具体的内容については争いがある。この点につき、Sullivan 裁判官は、「違法財産回復」手続は特定個人の犯罪性でなく、問題とされている財産に向けられているけれども、形式によって実質の隠蔽が許容されるべきではない。……本手続は、刑法上不法な行為を通じて得られた財産にのみ関連するのである（「から」……主張の必要部分として犯罪行為の存在を申し立てている本民事手続の原告が、被告及び裁判所に対して、そのような行為に関する一定の諸事実（some particulars）さえ提示する必要がないというのは、驚くべきことであろう。詐欺又は違法性が特別に認められなければならないとの要件は、手続上の精密さ（procedural nicety）でなく、むしろ基底的な公正性の要求を反映したものである」とし、「私見によれば、二〇〇二年法は、個人による特定犯罪の遂行の証明を（原告に）要求すること、完全に不特定な不法行為の申立てを許し、被告に生活状況の説明を求めるところという両極の間をとるものである」とした上で、被告が高価な財産を有し、又は明らかかな収入を越えた贅沢な暮らしぶりであるといった単なる事実は「それ以上の何かがない限り、〔被告に〕説明を求める疑いをかける程度に合理的な理由を与えるものでない」と判示しており（*Director of Asset Recovery Agency v Green*, [2005] EWHC 3168 (Admin.))、その後の裁判例もこれを踏襲している。E. Rees et al, *supra* note (41) paras 6.26-6.30.
- (61) 違法財産の買主は、当該売買契約が履行された場合にのみ保護される。Browse v Serious Organised Crime Agency, [2012] EWHC 2737.
- (62) この点に関連して、二〇〇二年法は、まず、「〔NCA・DPP等の〕関係諸機関は、犯罪減少に最適に寄与すると見込まれる方法で本法上の諸権限を行使しなければならない」（二A条一、二項）とし、「関係諸機関はかかる方法〔犯罪減少に最適な権限行使〕を検討する際、NCAの場合は内務大臣により、DPP等の場合は法務総裁（Attorney General）により、それぞれ示された指針を参照する必要がある（「り」）（同条三項）」、「その指針は、犯罪減少が捜査及び刑事手続を通じて一般に最も

よく保証されることを示さなければならない」(同条四項)と規定している。そして、内務大臣及び法務総裁が提示した指針は、有罪判決が保証される事案においても公共の利益の観点から捜査及び訴追を行うか否か、違法財産回復の利用が公共の利益に最もよく適うか否かを検討するとしつつ、①有罪判決を確実に得ることができないとの理由から違法財産回復を利用することが適切な場合として、(a)唯一認識される犯罪性が国外にあり、かつイギリス国内裁判所に国外の刑事事件の裁判管轄権 (extra-territorial jurisdiction) が不在の場合、(b)管轄内に身元が特定され在住する被疑者 (identifiable living suspect) がおらず、又は管轄内に引き渡させることが現実的に不可能な場合、(c)犯罪収益を特定可能であるが、これを個別の被疑者又は犯罪と結びつけることができない場合、(d)捜査によって有罪の現実的展望を生み出す十分な証拠を得ることができないと法執行機関が判断する場合、(e)捜査が遂行されたものの、有罪の現実的展望を生み出す十分な証拠がないと訴追機関が判断する場合、又は (f) 訴追が遂行されたものの、有罪判決に至らなかった場合を例示列挙している。他方、②有罪判決を確実に得ることができないものの違法財産回復を利用することが公共の利益により適う場合として、(a)有罪判決に基かない諸権限の利用が、公共に対する直接の害悪 (immediate harm) を発生させているところの違反 (offending) を妨害又は阻止するための行動をとる切迫した必要性をよりよく解消する場合、(b)犯罪性に周辺の(重要なでない部分に)関与した全ての者を操作することが実際上不可能であり、統制可能かつ成功に終わる訴追を達成するため、戦略的なアプローチを採らなければならない場合、(c)民事的回復が、合法的収入による説明が不可能な相当の財産をもつ者に照準を定めるためのリソースのよい活用である場合、又は (d)違反者が別の管轄(法域)で訴追されており、違反行為全体を反映する刑の宣告を受けることが期待されるため、公共の利益がイギリス国内での訴追を要求しない場合を例示列挙している。これらの内容を総合すると、刑事的没収と違法財産回復の併行や、刑事的没収によるべき事案の違法財産回復による処理などの事態は想定されず、本文のような原則的理解が一応導かれる。この点については、林・前掲

注(24)二〇八一―二〇九頁参照。

- (63) 被告の無罪判決の事実は民事的回復の判断にも影響を与え得る (*Serious Organised Crime Agency v Namli*, [2013] EWHC 1200) が、そこで重要となるのは無罪事実の存在それ自体でなく無罪の理由であるとされ、刑事手続(刑事的没収)と民事手続(民事的回復)では証拠の許容基準も異なる (*Olden v Serious Organised Crime Agency*, [2010] EWHC Civ 143) ため、その取扱い及び結論に差が生じ得る。E. Rees et al. *supra* note (41) paras 6.11-6.15.

- (64) *Director of Asset Recovery Agency v Charrington*, [2005] EWHC Civ 334 ; R (*Director of Asset Recovery Agency v Jia Jin He*, [2004] EWHC 3021 (Admin.) ; *Director of Asset Recovery Agency v Ashton*, [2006] EWHC 1064 (Admin.) ; *Gale v Serious Organised Crime Agency*, [2011] 1 WLR 2760. E. Rees et al, *supra* note (41) paras 6. 16-6. 22.

- (65) 奥野・前掲注(24)一一五―一一六頁参照。

- (66) 本制度は、従来、一九九〇年刑事司法(国際共助)法、及び一九九四年薬物取引法において認められてきた現金没収制度(警察職員又は税関職員は、薬物犯罪により獲得され、又は当該犯罪への使用が意図されていると疑うに足りる合理的理由のある現金が輸出入時に発見された場合、これを押収することができ、これらの権限を治安判事裁判所が管轄するというもの)を、対象犯罪、発見局面、財産形態の三点で拡充したものとされる。E. Rees, et al, *supra* note (41), para 7. 02. 奥野・前掲注(24)一一二頁参照。

- (67) 二〇〇七年英国国境法 (UK Borders Act 2007) 二四条。

- (68) 二〇〇六年犯罪収益法(略式手続による現金回復・最低額)命令 (Statutory Instrument 2006/1699) 参照。搜索対象となる現金の最低額は、当初の一万ポンドから漸次引き下げられてきている。E. Rees et al, *supra* note (41), para 7. 15.

- (69) 事前承認の申立ては、二〇〇二年治安判事裁判所(現金保管及び没収)規則 (Magistrates' Courts (Detention and Forfeiture

of Cash) Rules 2002の規制を受ける。

(70) 二〇一七年現在、現金搜索は、二〇一五年現金搜索実務規範 (Cash Searches Code of Practice 2015) により統制されている。

(71) 留置事由が認められないとして期間延長の申立てを不許可とした事案として、*Chief Constable of Lancs v Burnley MC*, [2003] EWHC 3308 (Admin) がある。なお、刑事訴追がなされている場合、当該現金の保管が必要であるが、被告人に対する公正な裁判が害されないよう、刑事手続が終局するまで没収命令の申立てを開始しないことが望ましいとされている。 *R v Payton*, [2006] EWCA Crim 1226.

(72) 本手続は、一九八〇年治安判事裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980) 五一条以下の規制を受ける。また、一九九九年治安判事裁判所 (民事手続における伝聞証拠) 規則 (Magistrates' Courts (Hearsay Evidence in Civil Proceedings) Rules 1999) により、伝聞証拠も許容される。

(73) 不当利益に関する調査は、二〇〇九年検死官及び司法法 (Coroners and Justice Act 2009) 第七部の目的に照らし、ある人物が特定犯罪者 (qualifying offender) か、ある人物が関連犯罪から収益を得ているかなどにつき行うものである。なお、本法案について、岡久慶「検死官および司法法案」外国の立法三三九—一三〇九 (二〇〇九) 参照。

(74) さらに、調査妨害罪 (offence of prejudicing investigation) も規定されている (三三九—一三〇九)。

(75) 本命令は、政府機関の保持する情報に対しても適用され得る (三三九—一三〇九)。

(76) 公益性の判断に際して、裁判官は、調査により生じる利益と特定物件の所持者が有する諸状況の双方を考慮するものと規定されている (三四六—三四七)。これは、欧州人権条約八条 (プライバシー権の尊重) との整合性を意図したものである。

E. Rees et al, *supra* note (41), paras 3.24-3. 26.

- (77) 他方、依頼人が犯罪計画を促進する意図で自己の弁護士と交わした通信 (communications) が当該特権により保護されることではないというのが一貫した判例の立場であり (R v Cox and Railton, (1884) 14 QBD 153 ; R v Central Criminal Court, *ex parte Francis and Francis (a firm)*, [1989] AC 346 ; R (Hallinan Blackburn and Gittings (a firm)) v Middlesex Guildhall Crown Court, [2005] 1 WLR 766) 其の限界については争いがある。この問題については、今井猛嘉「弁護士・依頼者間秘匿特権…その基礎的検討」法曹時報六七巻八号一頁参照。なお、「除外物件」とは、例えば何らかの取引やビジネスを通じて獲得又は作出した私的記録 (personal record) や人体組織、報道資料 (journalistic material) など、一九八四年警察及び刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984) 上に規定された概念と同一の意味をもつものである (二〇〇二年法三七九条、一九八四年法一一一条以下)。
- (78) 裁判官の確信 (belief) を要求する項目が多い点で、本令状の発出要件は、提出命令よりも厳格である。そして、二〇〇二年法上の搜索・差押令状は「介入的であつて甚大な名誉侵害を引き起こし得る」ため「決して通常の捜査手法とみなされなければならない」とされている。E. Rees et al. *supra* note (41), para 3. 33.
- (79) なお、没収命令の発出後に開示命令を発出することも可能である。R (on the application of Horne) v CCC, [2012] 1 WLR 3152.
- (80) 合理的事由のない命令不履行については、略式手続により六月以下の拘禁刑若しくはレベル五相当の罰金又はその併科となる。なお、命令履行中の故意又は無謀による虚偽情報提供については、略式手続による場合、六月以下の拘禁刑若しくは制定法の上限を超えない罰金又はその併科、正式起訴手続による場合、二年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科となる (三五九条一〜四項)。

(81) E. Rees et al. *supra* note (41), paras 3.49-3.50. 奥野・前掲注 (24) 一二四—一二五頁。

- (82) 但し、①刑事的没収手続、②命令不履行罪 (三五九条一項、三項) の訴追、③偽証罪 (一九一一年偽証法 (Perjury Act 1912) 五条) の訴追、又は④その他の犯罪の訴追において、証拠開示の際、当該人物が本命令の履行時に提供した情報と一致しない供述をしている場合については、当該供述を証拠として使用することができる (三六〇条二項 (a)～(d))。さらに、二〇〇六年詐欺法 (Fraud Act 2006) 一三条の掲げる「関連犯罪」であるときは特権が適用されないことから、自己負罪拒否特権を理由に開示命令を拒否することができない。JSC BTA Bank v Ablyazov, [2010] 1 WLR 976.
- (83) 奥野・前掲注 (24) 一二四頁参照。See also E. Rees et al, *supra* note (41), paras 3.74-3.80.